

令和8年度ひなた創生のための奨学金返還支援事業広報業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度ひなた創生のための奨学金返還支援事業広報業務

2 目的

ウェブ・SNS等の複数の媒体を用いた広報活動を実施することにより、県内外の学生等やその保護者に対し、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」及び支援企業の周知を行い、県内の産業人材の確保・定着につなげる。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

(1) 広告用コンテンツの制作及び広告配信

ア LINE広告その他のウェブ・SNS等の複数の媒体を用いて、当該事業及び支援企業の周知を行うこと。

イ 広告配信に使用する短尺動画を制作するとともに、必要に応じて静止画その他の広告用コンテンツを制作すること。

ウ 制作するコンテンツは、当該事業の概要を分かりやすく伝え、県ホームページの事業紹介ページ等への誘導につながるものとする。

エ 使用する媒体、広告内容、配信対象、配信地域、実施時期、予算配分並びに制作するコンテンツの種類、数量、規格、長さ、画面比率、構成及び表現方法については、各媒体の特性、本業務の目的及びターゲットを踏まえ、企画提案書において提案すること。

オ 主なターゲットを県内の保護者及び県外の若者とし、県外の若者に係る配信対象地域については、進学割合その他の客観的なデータを踏まえ、効果的な圏域を企画提案書において提案すること。

カ 広告用コンテンツの企画、素材作成、編集、媒体に応じた加工その他制作及び配信に必要な業務は、受託者が行うこと。

キ 制作したコンテンツは、配信媒体に応じて必要な編集又は加工を行い、複数の媒体で活用できるものとする。

ク 制作するコンテンツには、原則として特定の年度、期間その他利用時期を限定する表現を使用しないこと。ただし、広告配信上必要な場合又は県が認めた場合は、この限りでない。

ケ 広告用コンテンツ、広告文、使用する媒体、配信対象、配信地域、配信期間その他の広告内容については、公開又は配信前に県の確認を受けること。

コ 広報活動全体について、次の数値の達成を目標とすること。

（ア）広告の表示回数 延べ100万回以上

（イ）クリック数 4万件以上

サ 企画提案書には、前号の目標を達成するための考え方、実施方法及び見込まれる効果を記載すること。

(2) 効果測定及び改善

ア 受託者は、広報活動の実施状況及び成果を定期的に県へ報告すること。

イ 分析結果を踏まえ、必要に応じて広告内容、配信対象、配信地域、配信方法、使用するコンテンツ、予算配分等の改善案を県に提示し、県と協議の上で改善を行うこと。

5 成果品

受託者は、次の成果品を納品すること。

- (1) 広報活動のために制作した短尺動画、静止画、広告文その他の広告用コンテンツの電子データ一式
- (2) 「8 委託業務終了後の報告について」に定める業務の成果に関する報告書及び関係資料
- (3) その他、県と受託者が協議の上で定めるもの

広告用コンテンツは、広告配信の開始前までに電子データで宮崎県総合政策部産業政策課へ納品すること。電子データのファイル形式及び納品方法は、県と受託者が協議の上で決定すること。電子データには、完成データのほか、県が継続的な利用及び修正を行うために必要な範囲で、編集可能な元データを含むものとする。

6 その他の条件

- (1) 受託者は、委託業務を実施するに当たり、県と十分に調整を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た個人情報及び秘密を適切に取り扱うこと。
- (3) 業務の実施に必要な広告費、企画費、素材作成費、編集費、権利処理費、効果分析費その他一切の経費は、委託料に含むものとする。

7 委託料に計上できない経費

次に掲げる経費は、委託料に計上できないものとする。

- (1) 5万円以上の機械、器具等の備品購入費
- (2) 租税公課。ただし、消費税及び地方消費税を除く。
- (3) 諸経費その他支出内容が明らかでない経費

8 委託業務終了後の報告について

- (1) 委託業務を完了したときは、業務委託契約書第9条第1項の規定に基づき、直ちに業務の成果に関する報告書を作成し、県に提出すること。
- (2) 報告書には、少なくとも次の事項を記載すること。
 - ア 業務の実施期間及び実施内容
 - イ 制作した広告用コンテンツの内容及び仕様
 - ウ 使用した広告媒体
 - エ 広告媒体ごとの配信期間、配信対象及び配信地域
 - オ 広告配信費、コンテンツ制作費、広告運用費その他広報活動に要した経費及びその内訳

- カ 広告媒体ごとの表示回数
- キ 広告媒体ごとのクリック数
- ク クリック率その他使用した広告媒体から取得できる主要な成果指標
- ケ 「４ 業務内容」の（１）のロに掲げる目標の達成状況
- コ 実施結果及び広告効果の分析
- サ 今後の改善提案

（３）報告書には、広告媒体から取得した配信実績その他報告内容を確認できる資料を添付すること。

９ 著作権等

- （１）本業務により新たに制作した成果品の著作権は、宮崎県に帰属する。
- （２）成果品に写真、動画、イラスト、音楽、フォントその他第三者が権利を有する素材を使用する場合は、受託者の責任及び負担により、著作権、肖像権その他の権利について、県及び県が指定する者による継続的な利用、改変及び二次利用に必要な処理を行うとともに、その利用条件及び利用可能な範囲を県に明示すること。
- （３）受託者は、県及び県が指定する者に対し、成果品に係る著作権者人格権を行使しないこと。
- （４）成果品を第三者へ提供し、又はその内容を転載する場合は、あらかじめ宮崎県の承諾を得ること。

１０ その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して定める。